

警戒区域（双葉町）の老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者（認知症のため歩行・会話困難）について、避難先で床ずれを重症化させたことなどの避難生活の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月額20万円に増額された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害

ア 申立人X1について	合計276万5969円
① 避難費用（交通費）	1万7000円
② 生活費増加分（衣類等）	23万円
③ 生活費増加分（謝礼）	3万円
④ 生活費増加分（申立人X2負担の交通費）	33万5000円
⑤ 生活費増加分（申立人X3負担の交通費・宿泊費）	22万1895円
⑥ 生活費増加分（申立人X4負担の交通費・同人の減収分）	13万2074円
⑦ 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	180万円
イ 申立人X2について	合計226万2208円
① 避難費用（交通費）	5000円
② 避難費用（宿泊費）	4万4000円
③ 避難費用（家財道具移動費用）	5万6000円
④ 一時立入費用（家財道具移動費用）	4万8825円
⑤ 生命身体的損害（診断書発行料、初診料、薬代）	5680円
⑥ 生活費増加分（衣類等）	25万1640円
⑦ 生活費増加分（家電等）	25万8679円
⑧ 生活費増加分（家具等）	3万1877円
⑨ 生活費増加分（申立人X3負担の交通費・宿泊費）	34万7795円
⑩ 生活費増加分（申立人X4負担の交通費）	4万2262円
⑪ 生活費増加分（証明書取得費用）	450円
⑫ 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	117万円

(2) 期間

自平成23年3月11日至平成23年11月30日

2 既払金及びその清算

- (1) 申立人X1と被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、金105万円を支払済みであることを確認する。
- (2) 申立人X1と被申立人は、(1)の既払金105万円については、第1項(1)ア記載の損害項目に充当する方法にて清算する。
- (3) 申立人X2と被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、金106万円を支払済みであることを確認する。
- (4) 申立人X2と被申立人は、(3)の既払金106万円については、第1項(1)イ記載の損害項目に充当する方法にて清算する。

3 和解金額

被申立人は、申立人X1に対して第1項(1)ア記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)の合計金額276万5969円から前項(2)記載の既払金105万円を控除した残額である金171万5969円、申立人X2に対して第1項(1)イ記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)の合計金額226万2208円から前項(4)記載の既払金106万円を控除した残額である金120万2208円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。ただし、第1項記載の精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばないものとする。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月12日

(仲介委員 竹下慎一)